

文京区国民健康保険条例の一部を改正する条例

1 改正のあらまし

特別区国民健康保険事業の調整に関する共通基準に基づき保険料率等を改定するとともに、国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）等の一部改正に伴い、必要な改正を行う。

2 新旧対照表

改正後（案）	現行
目次から第十四条の二まで省略 （基礎賦課総額）	目次から第十四条の二まで省略 （ <u>一般被保険者に係る</u> 基礎賦課総額）
第十四条の三 保険料の賦課額のうち基礎賦課額 （第十九条の二、第十九条の四及び第十九条の五の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「基礎賦課総額」という。）は、第一号に掲げる額の見込額から第二号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。	第十四条の三 保険料の賦課額のうち <u>一般被保険者（法附則第七条第一項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る</u> 基礎賦課額（第十九条の二及び第十九条の四及び第十九条の五の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「基礎賦課総額」という。）は、第一号に掲げる額の見込額から第二号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。
一 当該年度における次に掲げる額の合算額 ア 療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額の合算額	一 当該年度における次に掲げる額の合算額 ア 療養の給付に要する費用（ <u>一般被保険者に係るものに限る。</u> ）の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用（ <u>一般被保険者に係るものに限る。</u> ）の額の合算額
イ 法 <u>附則第七条</u> の規定により読み替えられた法第七十五条の七第一項の国民健康保険事業費納付金（以下「国民健康保険事業費納付	イ 法 <u>附則第二十二條</u> の規定により読み替えられた法第七十五条の七第一項の国民健康保険事業費納付金（以下「国民健康保険事業費納

金」という。)の納付に要する費用(東京都(以下「都」という。)の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等(以下「後期高齢者支援金等」という。)、高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等(以下「病床転換支援金等」という。)及び介護保険法(平成九年法律第百二十三号)の規定による納付金(以下「介護納付金」という。)の納付に要する費用に充てる部分を除く。)の額

ウ 省略

エ 省略

オ 省略

カ その他区の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用のうち都の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分並びに国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)の額

二 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 省略

付金」という。)の納付に要する費用(東京都(以下「都」という。)が行う国民健康保険の一般被保険者に係るものに限り、都の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等(以下「後期高齢者支援金等」という。)、高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等(以下「病床転換支援金等」という。)及び介護保険法(平成九年法律第百二十三号)の規定による納付金(以下「介護納付金」という。)の納付に要する費用に充てる部分を除く。)の額

ウ 省略

エ 省略

オ 省略

カ その他区の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用のうち都の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分並びに国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)の額
(退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに都が行う国民健康保険の一般被保険者に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(都の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。))及び退職被保険者等に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額を除く。)

二 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 省略

イ 法附則第七条の規定により読み替えられた法第七十五条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（都の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。）に係るものを除く。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）の額

ウ 法第七十五条の二第一項の国民健康保険保険給付費等交付金の額

エ その他区の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用のうち都の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分並びに国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入（法第七十二条の三第一項、第七十二条の三の二第一項及び第七十二条の三の三第一項の規定による繰入金を除く。）の額

（基礎賦課額）

第十四条の四 保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額とする。

（基礎賦課額の所得割額の算定）

イ 法附則第二十二條の規定により読み替えられた法第七十五条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（都の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。）に係るものを除く。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）の額

ウ 国民健康保険保険給付費等交付金（法第七十五条の二第一項の国民健康保険保険給付費等交付金をいう。エにおいて同じ。）（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用（法附則第二十二條の規定により読み替えられた法第七十条第一項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。エにおいて同じ。）に係るものを除く。）の額

エ その他区の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用のうち都の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分並びに国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入（法附則第九条第一項の規定により読み替えられた法第七十二条の三第一項、第七十二条の三の二第一項及び第七十二条の三の三第一項の規定による繰入金並びに国民健康保険保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。）を除く。）の額

（一般被保険者に係る基礎賦課額）

第十四条の四 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る基礎賦課額は、当該世帯に属する一般被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額とする。

（一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算

第十五条 前条の所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法第三百十四条の二第一項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第三十三条の二第五項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第三十五条の二の六第八項又は第十一項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第三十三条の三第五項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第三十四条第四項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項、第三十五条の二第一項、第三十五条の三第一項又は第三十六条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第三十一条第一項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第三十五条第五項に規定する短期譲渡所得の金額（租税特別措置法第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項又は第三十六条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第三十二条第一項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第三十五条の二第五項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第三十五条の三第十五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第三十五条の二の二第五項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第三十五条の二の六第十一項又は第三十五条の三第十三項若しくは第十五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第三十五条の四第四項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第三十五条の四の二第七項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第四百四十四

定）

第十五条 前条の所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法第三百十四条の二第一項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第三十三条の二第五項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第三十五条の二の六第八項又は第十一項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第三十三条の三第五項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第三十四条第四項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項、第三十五条の二第一項、第三十五条の三第一項又は第三十六条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第三十一条第一項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第三十五条第五項に規定する短期譲渡所得の金額（租税特別措置法第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項又は第三十六条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第三十二条第一項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第三十五条の二第五項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第三十五条の三第十五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第三十五条の二の二第五項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第三十五条の二の六第十一項又は第三十五条の三第十三項若しくは第十五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第三十五条の四第四項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第三十五条の四の二第七項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第四百

号) 第八条第二項(同法第十二条第五項及び第十六条第二項において準用する場合を含む。第十九条の二第一号において同じ。)に規定する特例適用利子等の額、同法第八条第四項(同法第十二条第六項及び第十六条第三項において準用する場合を含む。同号において同じ。)に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和四十四年法律第四十六号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第三条の二の二第十項に規定する条約適用利子等の額及び同条第十二項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。)の合計額から地方税法第三百十四条の二第二項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に第十五条の四の所得割の保険料率を乗じて算定する。

2 省略

第十五条の二及び第十五条の三 削除
(基礎賦課額の保険料率)

第十五条の四 基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

一 所得割 百分の八・六九(基礎賦課総額の百分の六十一に相当する額を被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額(令第二十九条の七第二項第四号ただし書に規定する場合にあつては、国民健康保険法施行規則(昭和三十二年厚生省令第五十三号。以下「省令」という。)第三十二条の九に規定する方法により補正された後の金額)の総額で除して得た数)

二 被保険者均等割 被保険者一人につき 四万九千百円(基礎賦課総額の百分の三十九に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の二箇年度の各年度における被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額)

四十四号) 第八条第二項(同法第十二条第五項及び第十六条第二項において準用する場合を含む。第十九条の二第一号において同じ。)に規定する特例適用利子等の額、同法第八条第四項(同法第十二条第六項及び第十六条第三項において準用する場合を含む。同号において同じ。)に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和四十四年法律第四十六号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第三条の二の二第十項に規定する条約適用利子等の額及び同条第十二項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。)の合計額から地方税法第三百十四条の二第二項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に第十五条の四の所得割の保険料率を乗じて算定する。

2 省略

第十五条の二及び第十五条の三 削除
(一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率)

第十五条の四 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

一 所得割 百分の七・一七(一般被保険者に係る基礎賦課総額の百分の六十一に相当する額を一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額(令第二十九条の七第二項第四号ただし書に規定する場合にあつては、国民健康保険法施行規則(昭和三十二年厚生省令第五十三号。以下「省令」という。)第三十二条の九に規定する方法により補正された後の金額)の総額で除して得た数)

二 被保険者均等割 被保険者一人につき 四万五千円(一般被保険者に係る基礎賦課総額の百分の三十九に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の二箇年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額)

(退職被保険者等に係る基礎賦課額)

第十五条の五から第十五条の七まで 削除

(基礎賦課限度額)

第十五条の八 第十四条の四の基礎賦課額は、六十五万円を超えることができない。

(後期高齢者支援金等賦課総額)

第十五条の九 保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額（第十九条の二及び第十九条の四の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。）は、第一号に掲げる額の見込額から第二号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

- 一 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（都の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。）の額

第十五条の五 保険料の賦課額のうち退職被保険者等に係る基礎賦課額は、当該世帯に属する退職被保険者等につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額とする。

（退職被保険者等に係る基礎賦課額の所得割額の算定）

第十五条の六 前条の所得割額は、退職被保険者等に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に第十五条の四の所得割の保険料率を乗じて算定する。

（退職被保険者等に係る基礎賦課額の被保険者均等割額の算定）

第十五条の七 第十五条の五の被保険者均等割額は、第十五条の四の規定により算定した額と同額とする。

(基礎賦課限度額)

第十五条の八 第十四条の四 又は第十五条の五の基礎賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第十四条の四の基礎賦課額と第十五条の五の基礎賦課額との合算額をいう。第十九条、第十九条の二、第十九条の四及び第十九条の五において同じ。）は、六十五万円を超えることができない。

（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額）

第十五条の九 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額（第十九条の二及び第十九条の四の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。）は、第一号に掲げる額の見込額から第二号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

- 一 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（都の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に充てる部分 であつて、都が行う国民健康保険の一般被保険者に係るものに限る。次号において

二 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第七条の規定により読み替えられた法第七十五条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額

イ その他区の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法第七十二条の三第一項、第七十二条の三の二第一項及び第七十二条の三の三第一項の規定による繰入金を除く。）の額

（後期高齢者支援金等賦課額）

第十五条の十 保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額は、当該世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額とする。

（後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定）

第十五条の十一 前条の所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に次条の所得割の保険料率を乗じて算定する。

（後期高齢者支援金等賦課額の保険料率）

第十五条の十二 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

一 所得割 百分の二・八〇（後期高齢者支援金等賦課総額の百分の六十一に相当する額を被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額（令第二十九条の七第三項第四号ただし書に規定する場合にあつては、省令第三十二条の九の二に規定する方法により補正された後の金額）の総額

同じ。）の額

二 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第二十二条の規定により読み替えられた法第七十五条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額

イ その他区の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法附則第九条第一項の規定により読み替えられた法第七十二条の三第一項、第七十二条の三の二第一項及び第七十二条の三の三第一項の規定による繰入金を除く。）の額

（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額）

第十五条の十 保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額は、当該世帯に属する一般被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額とする。

（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定）

第十五条の十一 前条の所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に次条の所得割の保険料率を乗じて算定する。

（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率）

第十五条の十二 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

一 所得割 百分の二・四二（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の百分の六十一に相当する額を一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額（令第二十九条の七第三項第四号ただし書に規定する場合にあつては、省令第三十二条の九の二に規定する方法により補正

で除して得た数)

二 被保険者均等割 被保険者一人につき 一万六千五百円 (後期高齢者支援金等賦課総額の百分の三十九に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の二箇年度の各年度における被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額)

第十五条の十三から第十五条の十五まで 削除

(後期高齢者支援金等賦課限度額)

第十五条の十六 第十五条の十の後期高齢者支援金等賦課額は、二十四万円を超えることができない。

(介護納付金賦課総額)

第十六条 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額 (第十九条の二及び第十九条の五の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。) の総額 (以下「介護納付金賦課総額」という。) は、第一号に掲げる額の見込額から第二号に掲げる額

された後の金額) の総額で除して得た数)

二 被保険者均等割 被保険者一人につき 一万五千円 (一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の百分の三十九に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の二箇年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額)

(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額)

第十五条の十三 保険料の賦課額のうち退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額は、当該世帯に属する退職被保険者等につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額とする。

(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定)

第十五条の十四 前条の所得割額は、退職被保険者等に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に第十五条の十二の所得割の保険料率を乗じて算定する。

(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の被保険者均等割額の算定)

第十五条の十五 第十五条の十三の被保険者均等割額は、第十五条の十二の規定により算定した額と同額とする。

(後期高齢者支援金等賦課限度額)

第十五条の十六 第十五条の十又は第十五条の十三の後期高齢者支援金等賦課額 (一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第十五条の十の後期高齢者支援金等賦課額と第十五条の十三の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第十九条、第十九条の二、第十九条の四及び第十九条の五において同じ。)は、二十二万円を超えることができない。

(介護納付金賦課総額)

第十六条 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額 (第十九条の二及び第十九条の五の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。) の総額 (以下「介護納付金賦課総額」という。) は、第一号に掲げる額の見込額から第二号に掲げる額

の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

一 省略

二 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第七條の規定により読み替えられた法第七十五條の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同條の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額

イ その他区の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法第七十二條の三第一項及び第七十二條の三の三第一項の規定による繰入金を除く。）の額

第十六條の二及び第十六條の三 省略

（介護納付金賦課額の保険料率）

第十六條の四 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

一 所得割 百分の二・一四（介護納付金賦課総額の百分の六十一に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額（令第二十九條の七第四項第四号ただし書に規定する場合にあつては、省令第三十二條の十に規定する方法により補正された後の金額）の総額で除して得た数）

二 被保険者均等割 被保険者一人につき 一万六千五百円（介護納付金賦課総額の百分の三十九に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の二箇年度の各年度における介護納付金賦課被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額）

の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

一 省略

二 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第二十二條の規定により読み替えられた法第七十五條の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同條の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額

イ その他区の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法附則第九條第一項の規定により読み替えられた法第七十二條の三第一項及び第七十二條の三の三第一項の規定による繰入金を除く。）の額

第十六條の二及び第十六條の三 省略

（介護納付金賦課額の保険料率）

第十六條の四 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

一 所得割 百分の一・九二（介護納付金賦課総額の百分の六十一に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額（令第二十九條の七第四項第四号ただし書に規定する場合にあつては、省令第三十二條の十に規定する方法により補正された後の金額）の総額で除して得た数）

二 被保険者均等割 被保険者一人につき 一万六千二百円（介護納付金賦課総額の百分の三十九に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の二箇年度の各年度における介護納付金賦課被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額）

第十六条の五から第十八条の三まで省略

(賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があつた場合)

第十九条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生した場合、一世帯に属する被保険者数が増加若しくは減少した場合、一世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となつた若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなつた場合又は令第二十九条の七の二第二項に規定する特例対象被保険者等

(以下「特例対象被保険者等」という。)となつた場合における当該納付義務者に係る第十四条の四の額、第十五条の十の額、第十六条の二の額又は次条各号に定める額、第十九条の四各号に定める額若しくは第十九条の五第一項各号に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生した日、被保険者数が増加若しくは減少した日(法第六条第一号から第八号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)、一世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となつた若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなつた日又は特例対象被保険者等となつた日の属する月から、月割をもつて行う。

2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第十四条の四の額、第十五条の十の額、第十六条の二の額又は次条各号に定める額、第十九条の四各号に定める額若しくは第十九条の五第一項各号に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日(法第六条第一号から第八号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)の属する月の前月まで、月割をもつて行う。

(低所得者の保険料の減額)

第十九条の二 次の各号のいずれかに該当する納付

第十六条の五から第十八条の三まで省略

(賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があつた場合)

第十九条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生した場合、一世帯に属する被保険者数が増加若しくは減少した場合、一世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となつた若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなつた場合又は令第二十九条の七の二第二項に規定する特例対象被保険者等

(以下「特例対象被保険者等」という。)となつた場合における当該納付義務者に係る第十四条の四若しくは第十五条の五の額、第十五条の十若しくは第十五条の十三の額、第十六条の二の額又は次条各号に定める額、第十九条の四各号に定める額若しくは第十九条の五第一項各号に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生した日、被保険者数が増加若しくは減少した日(法第六条第一号から第八号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)、一世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となつた若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなつた日又は特例対象被保険者等となつた日の属する月から、月割をもつて行う。

2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第十四条の四若しくは第十五条の五の額、第十五条の十若しくは第十五条の十三の額、第十六条の二の額又は次条各号に定める額、第十九条の四各号に定める額若しくは第十九条の五第一項各号に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日(法第六条第一号から第八号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)の属する月の前月まで、月割をもつて行う。

(低所得者の保険料の減額)

第十九条の二 次の各号のいずれかに該当する納付

義務者に対して課する保険料の額は、第十四条の四の基礎賦課額から、それぞれ当該各号のアに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が六十五万円を超える場合には、六十五万円）及び第十五条の十の後期高齢者支援金等賦課額から、それぞれ当該各号のイに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が二十四万円を超える場合には、二十四万円）並びに第十六条の二の介護納付金賦課額から、それぞれ当該各号のウに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が十七万円を超える場合には、十七万円）の合算額とする。

一 世帯主、当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（法第六条第八号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。）につき算定した地方税法第三百十四条の二第一項に規定する総所得金額（同法第三百七条の二第一項第二号に規定する青色専従者給与額又は同法第三百十三条第五項に規定する事業専従者控除額については、同条第三項、第四項又は第五項の規定を適用せず、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第五十七条第一項、第三項又は第四項の規定の例によらないものとし、地方税法第三百十四条の二第一項に規定する山林所得金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第三十三条の二第五項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第三十五条の二の六第八項又は第十一項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第三十三条の三第五項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第三十四条第四項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第三十五条第五項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第三十五条の二第五項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第三十五条の三第十五項の規定の適用がある場合には、そ

義務者に対して課する保険料の額は、第十四条の四 又は第十五条の五の基礎賦課額から、それぞれ当該各号のアに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が六十五万円を超える場合には、六十五万円）及び第十五条の十 又は第十五条の十三の後期高齢者支援金等賦課額から、それぞれ当該各号のイに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が二十二万円を超える場合には、二十二万円）並びに第十六条の二の介護納付金賦課額から、それぞれ当該各号のウに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が十七万円を超える場合には、十七万円）の合算額とする。

一 世帯主、当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（法第六条第八号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。）につき算定した地方税法第三百十四条の二第一項に規定する総所得金額（同法第三百七条の二第一項第二号に規定する青色専従者給与額又は同法第三百十三条第五項に規定する事業専従者控除額については、同条第三項、第四項又は第五項の規定を適用せず、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第五十七条第一項、第三項又は第四項の規定の例によらないものとし、地方税法第三百十四条の二第一項に規定する山林所得金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第三十三条の二第五項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第三十五条の二の六第八項又は第十一項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第三十三条の三第五項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第三十四条第四項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第三十五条第五項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第三十五条の二第五項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第三十五条の三第十五項の規定の適用がある場合には、そ

の適用後の金額)、同法附則第三十五条の二の二第五項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第三十五条の二の六第十一項又は第三十五条の三第十三項若しくは第十五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第三十五条の四第四項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第三十五条の四の二第七項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第八条第二項に規定する特例適用利子等の額、同条第四項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第三条の二の二第十項に規定する条約適用利子等の額及び同条第十二項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。)の算定についても同様とする。以下この条において同じ。)及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第三百十四条の二第二項第一号に定める金額(世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者(次号及び第三号において「世帯主等」という。)のうち給与所得を有する者(前年中に同条第一項に規定する総所得金額に係る所得税法第二十八条第一項に規定する給与所得について同条第三項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第一項に規定する給与等の収入金額が五十五万円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に地方税法第三百十四条の二第一項に規定する総所得金額に係る所得税法第三十五条第三項に規定する公的年金等に係る所得について同条第四項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢六十五歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が六十万円を超える者に限り、年齢六十五歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が百十万円を超える者に限る。))をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が二以上の

の適用後の金額)、同法附則第三十五条の二の二第五項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第三十五条の二の六第十一項又は第三十五条の三第十三項若しくは第十五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第三十五条の四第四項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第三十五条の四の二第七項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第八条第二項に規定する特例適用利子等の額、同条第四項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第三条の二の二第十項に規定する条約適用利子等の額及び同条第十二項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。)の算定についても同様とする。以下この条において同じ。)及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第三百十四条の二第二項第一号に定める金額(世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者(次号及び第三号において「世帯主等」という。)のうち給与所得を有する者(前年中に同条第一項に規定する総所得金額に係る所得税法第二十八条第一項に規定する給与所得について同条第三項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第一項に規定する給与等の収入金額が五十五万円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に地方税法第三百十四条の二第一項に規定する総所得金額に係る所得税法第三十五条第三項に規定する公的年金等に係る所得について同条第四項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢六十五歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が六十万円を超える者に限り、年齢六十五歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が百十万円を超える者に限る。))をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が二以上の

場合にあつては、地方税法第三百十四条の二第二項第一号に定める金額に当該給与所得者等の数から一を減じた数に十万円を乗じて得た金額を加えた金額)を超えない世帯に係る保険料の納付義務者

ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者一人について 三万四千三百七十円

イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者一人について 一万五千五百五十円

ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者一人について 一万五千五百五十円

二 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第三百十四条の二第二項第一号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が二以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から一を減じた数に十万円を乗じて得た金額を加えた金額)に、二十九万五千円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在においてその世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の者

ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者一人について 二万四千五百五十円

イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者一人について 八千二百五十円

ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者一人について 八千二百五十円

三 第一号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第三百十四条の二第二項第一号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が二以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から一を減じた数に十万円を乗じて得た金額を加えた金

場合にあつては、地方税法第三百十四条の二第二項第一号に定める金額に当該給与所得者等の数から一を減じた数に十万円を乗じて得た金額を加えた金額)を超えない世帯に係る保険料の納付義務者

ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者一人について 三万五千五百円

イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者一人について 一万五千七百七十円

ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者一人について 一万三千四百四十円

二 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第三百十四条の二第二項第一号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が二以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から一を減じた数に十万円を乗じて得た金額を加えた金額)に、二十九万円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在においてその世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の者

ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者一人について 二万二千五百円

イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者一人について 七千五百五十円

ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者一人について 八千円

三 第一号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第三百十四条の二第二項第一号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が二以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から一を減じた数に十万円を乗じて得た金額を加えた金

額)に、五十四万五千円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在においてその世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前二号に該当する者以外の者

ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者一人について 九千八百二十円

イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者一人について 三千三百円

ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者一人について 三千三百円

第十九条の三 省略

(未就学児の被保険者均等割額の減額)

第十九条の四 当該年度において、納付義務者の属する世帯に六歳に達する日以後の最初の三月三十一日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の被保険者均等割額(第十九条の二に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

一 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児一人について次に定める額

ア 第十九条の二第一号アに規定する金額を減額した世帯 七千三百六十五円

イ 第十九条の二第二号アに規定する金額を減額した世帯 一万二千二百七十五円

ウ 第十九条の二第三号アに規定する金額を減額した世帯 一万九千六百四十円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 二万四千五百五十円

額)に、五十三万五千円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在においてその世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前二号に該当する者以外の者

ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者一人について 九千円

イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者一人について 三千二十円

ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者一人について 三千二百四十円

第十九条の三 省略

(未就学児の被保険者均等割額の減額)

第十九条の四 当該年度において、納付義務者の属する世帯に六歳に達する日以後の最初の三月三十一日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の被保険者均等割額(第十九条の二に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

一 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児一人について次に定める額

ア 第十九条の二第一号アに規定する金額を減額した世帯 六千七百五十円

イ 第十九条の二第二号アに規定する金額を減額した世帯 一万二千二百五十円

ウ 第十九条の二第三号アに規定する金額を減額した世帯 一万八千円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 二万二千五百円

二 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児一人について次に定める額

ア 第十九条の二第一号イに規定する金額を減額した世帯 二千四百七十五円

イ 第十九条の二第二号イに規定する金額を減額した世帯 四千二百二十五円

ウ 第十九条の二第三号イに規定する金額を減額した世帯 六千六百元

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 八千二百五十円

(出産被保険者の保険料の減額)

第十九条の五 当該年度において、世帯に出産被保険者（令第二十九条の七第五項第八号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第十九条の二に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が、第十五条の八、第十五条の十六及び第十六条の五に定める額を超える場合には、当該額）とする。

- 一 省略
- 二 省略
- 三 省略
- 四 省略
- 五 省略
- 六 省略

2 前項各号に定めるところにより算定した額を決定する場合において、一円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。

第二十条から第二十九条まで省略

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。

二 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児一人について次に定める額

ア 第十九条の二第一号イに規定する金額を減額した世帯 二千二百六十五円

イ 第十九条の二第二号イに規定する金額を減額した世帯 三千七百七十五円

ウ 第十九条の二第三号イに規定する金額を減額した世帯 六千四十円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 七千五百五十円

(出産被保険者の保険料の減額)

第十九条の五 当該年度において、世帯に出産被保険者（令第二十九条の七第五項第八号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第十九条の二に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が、第十五条の八、第十五条の十六及び第十六条の五に定める額を超える場合には、当該額）とする。

- 一 省略
- 二 省略
- 三 省略
- 四 省略
- 五 省略
- 六 省略

2 前項の規定により保険料の額を決定する場合において、一円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。

第二十条から第二十九条まで省略

(経過措置)

2 この条例による改正後の文京区国民健康保険条例第十五条の四、第十五条の十二、第十五条の十六、第十六条の四、第十九条の二及び第十九条の四の規定は、令和六年度以後の年度分の保険料について適用し、令和五年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。